⑾　［略］

⑿　分別管理の状況

①　［略］

②　有価証券（電子記録移転有価証券表示権利等を除く。）の分別管理の状況

［表略］

（注意事項）

［１・２　略］

３　株券については株数、受益証券（第130条第２項に規定する受益証券をいう。⑿③、④及び（12―２）において同じ。）については口数、債券及びその他については額面金額を記載すること。なお、株数、口数又は額面金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

４　［略］

③　有価証券（電子記録移転有価証券表示権利等を除く。）の分別管理の状況（管理場所別）

［表略］

（注意事項）

［１～６　略］

④　有価証券（電子記録移転有価証券表示権利等（令第１条の12第２号に規定する権利を除く。）に限る。）の分別管理の状況

区　分	数・額面金額	単　位
株　券	（　　）	
債　券	（　　）	
受益証券	（　　）	
そ の 他	（　　）	

（注意事項）

１　当期末現在における法第43条の２第１項の規定により自己の固有財産と分別して管理している有価証券について記載すること。

２　「数・額面金額」の欄には、株券については株数（単位：千株）、受益証券については口数（単位：百万口）、債券及びその他については通貨ごとに額面金額（単位：百万円）を記載すること。このうち、第136条１項第５号ロ及び第６号ロに掲げる方法以外の方法で管理しているものについては、下段に内書（括弧書）としてその金額を記載すること。なお、株数、口数又は額面金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

３　「単位」の欄には、使用した単位を記載すること。

４　「その他」の欄には、具体的な有価証券の種類を記載すること。

（12―２）　［略］

⑾　［同左］

⑿　分別管理の状況

①　［同左］

②　有価証券の分別管理の状況

［同左］

（注意事項）

［１・２　同左］

３　株券については株数、受益証券（第130条第２項に規定する受益証券をいう。⑿③及び（12―２）において同じ。）については口数、債券及びその他については額面金額を記載すること。なお、株数、口数又は額面金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

４　［同左］

③　有価証券の分別管理の状況（管理場所別）

［同左］

（注意事項）

［１～６　同左］

［加える。］

（12―２）　［同左］